

10月1日は「浄化槽の日」です ～浄化槽を正しく維持管理しましょう～

「浄化槽の日」は、浄化槽法が昭和60年10月1日に全面施行されたことを記念して、浄化槽の普及促進および浄化槽法の周知徹底を通じて、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域などの水質保全に資することを目的として、制定されました。

浄化槽を末永く使用するためには、皆さんの適正な使用と日常の維持管理が必要です。

浄化槽設置者（使用者）の3つの義務



※**法定検査**——浄化槽が適正に維持管理され、法令に基づく水質基準を満たしているかを保守点検、清掃とは別に行うものです。(1回/年)

※**保守点検**——浄化槽の機能を正常に保つため、浄化槽の点検・調整・修理や消毒剤の補給、ブロワの調整などを行います。

※**清掃**——和水町の許可を得た業者が、浄化槽に溜まった汚泥などを取り除き、機器類の掃除、洗浄などをして微生物の活動を活発にします。(1回/年以上)

□法定検査は熊本県知事が指定する検査機関の熊本県浄化槽協会が行います。

□受検申込みは熊本県浄化槽協会より送付致します。

■法定検査を受けていない家庭には受検のお願い文書をお送り致します。

<今後、浄化槽を設置される人へ>

現在、和水町内全域（下水道区域は除く）において町が浄化槽を設置し維持管理を行う『町設置型』（設置希望者から分担金をいただいて、町で浄化槽の設置工事を行い、工事が完成した後は、利用者から毎月浄化槽使用料をいただいて、町が浄化槽の維持管理を行います）で事業を実施し、単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽）や汲取り便槽からの転換を推進しています。設置を希望される人は、本庁建設課へお尋ねください。

<個人管理から町管理への寄付申請もできます>

個人所有の浄化槽を町へ寄付していただき、以後の維持管理を町が行うこともできます。ただし、いくつかの条件がありますので、希望される方は本庁建設課へお尋ねください。

問い合わせ先 本庁 建設課 住宅係 ☎0968・86・5726
熊本県浄化槽協会 ☎096・284・3355

平成27年度国保人間ドック費用 助成希望者を追加募集します

和水町国保では、人間ドック受診費用に対する助成事業を実施していますが、現在定員に達していないことから助成希望者を追加で募集します。ご希望の人は、お気軽にご相談ください。

対象者 和水町国民健康保険に加入している人（社会保険等の加入者は対象外です。）

助成額 和水町立病院の場合 56,000円を上限として自己負担額の8割を助成
その他医療機関の場合 49,000円を上限として自己負担額の7割を助成
（※医療機関は和水町が契約する機関のみが対象です。）

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723

国民年金保険料「10年の後納制度」が終了します

この制度は、過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができるというものです（本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することが出来ません）。「10年の後納制度」は、平成27年9月30日をもって終了し、平成27年10月1日からは、3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「5年の後納制度」が始まります。「10年の後納制度」より納付できる期間が短く、国民年金保険料の加算額が高くなります。

なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は、後納制度は利用できません。

後納制度を利用するには申し込みが必要ですので、ご希望の人は、役場または玉名年金事務所へご連絡ください。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
玉名年金事務所 国民年金課 ☎0968・74・1638

狂犬病予防集合注射を実施します

生後90日を経過した犬は、生涯一度の「犬の登録」と、毎年1回の「狂犬病予防注射」を必ず受けなければなりません（狂犬病予防法第4条、第5条）。

登録の際には、登録手数料として別途3,000円が必要となります。

なお、狂犬病予防注射は動物病院でも受けることができます。

登録・注射日程	受付時間	実施場所
10月8日（木）	午前9時～11時	総合支所裏車庫前
	午後1時～3時	本庁裏車庫前



(注射料2,570円・注射済証500円)

◆会場には必ず犬を制御できる人がお連れください。

◆11月ごろに獣医師の巡回による予防注射（注射料の他に別途巡回料が必要）を実施予定です。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 生活環境係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111(内線752)